

○射水市都市公園条例

平成17年11月1日

条例第189号

改正 平成19年9月21日条例第26号

平成25年3月19日条例第21号

平成26年3月20日条例第2号

平成27年3月17日条例第22号

平成30年3月19日条例第18号

平成30年12月21日条例第38号

平成31年3月14日条例第12号

令和元年6月27日条例第25号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準(第2条—第6条の2)

第3章 都市公園の管理(第7条—第19条)

第4章 工作物等の保管の手続等(第20条—第24条)

第5章 雑則(第25条—第34条)

第6章 罰則(第35条—第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の設置基準)

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第4条に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第5条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他次条第1項で定める特別の場合においては、同条第2項から第5項までに定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第6条 前条ただし書で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合
 - (2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合
 - ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)第1条の3に規定する建築物
 - イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
 - (3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として都市公園法施行規則第2条に規定するものを設ける場合
 - (4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。)を設ける場合
- 2 前項第1号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 - 3 第1項第2号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 - 4 第1項第3号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同条本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 - 5 第1項第4号に掲げる場合に関する前条ただし書で定める範囲は、同号に規定する建築

物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同条本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限)

第6条の2 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

2 前項の規定にかかわらず、パークゴルフ場を設ける場合の当該割合は、100分の80とする。ただし、運動施設(パークゴルフ場を除く。)の敷地面積の総計に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第3章 都市公園の管理

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 行為の目的
- (2) 行為の期間
- (3) 行為を行う法第2条第2項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)又は場所
- (4) 行為の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第8条 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (7) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) 市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (10) 他人に対し、粗暴その他の行為で迷惑をかけること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の美観風致を害するような行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(大島中央公園屋内遊具場の供用日等)

第10条の2 大島中央公園の施設のうち屋内遊具場の位置、供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、供用日及び供用時間について、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	位置	供用日	供用時間
大島中央公園屋内遊具	射水市新開発424番	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5

場	地	の日	時まで
---	---	----	-----

(有料公園施設の使用許可等)

第11条 別表1に掲げる有料公園施設(市が管理する公園施設のうち有料で利用させるものをいう。次項において同じ。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

2 市長は、有料公園施設の管理のため必要があると認めるときは、有料公園施設の利用を制限することができる。

(公園施設の設置又は占用の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとする場合

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所及び面積
- エ 公園施設の構造及び外観
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事の実施方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長が必要と認める事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理の場所
- エ 管理の方法
- オ その他市長が必要と認める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合、当該変更に係る事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 都市公園の占有をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占有物件」という。)の外観

(2) 占有物件の管理の方法

- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可又はそれらの許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの(使用料)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第7条第1項若しくは第3項又は第11条第1項の許可を受けた者は、別表2に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、許可を受けるときに納付しなければならない。ただし、利用又は占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度当該年度分をその年度の初めにおいて市長が定める期日までに納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第15条 使用料は、市長の発行する納入通知書により徴収する。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第17条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により当該許可に係る行為ができなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回

復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(監督処分に伴う損失の補償)

第19条 本市は、この条例の規定による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償する。

第4章 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第20条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第21条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等

について権原を有する者(第24条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報いみずに掲載すること。

- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第22条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第23条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、保管した工作物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

(工作物等を返還する場合の手続)

第24条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第5章 雑則

(届出)

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下この条において「許可を受けた者」という。)が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用を廃止したとき。

- (3) 許可を受けた者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置又は第18条第1項若しくは第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(都市公園の廃止及び区域の変更)

第26条 市長は、都市公園を廃止し、又はその区域を変更しようとするときは、当該都市公園の名称、位置、廃止又は変更に係る区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第27条 第7条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(特定公園施設)

第28条 特定公園施設を設置する都市公園は、別表3のとおりとする。

2 前項に定める都市公園のうち、太閤山公園、薬勝寺池南公園、歌の森運動公園、中山公園、グリーンパークだいもん、七美公園、庄川右岸緑地及び大島中央公園の特定公園施設は、射水市教育委員会が管理する。

(特定公園施設の管理に関する規定)

第29条 前条第2項に規定する特定公園施設の使用の手続、使用料その他管理に関し必要な事項は、射水市体育施設条例(平成17年射水市条例第106号)の定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第30条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、大島北野河川公園(以下「河川公園」という。)の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第31条 前条の規定により指定管理者に行わせる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 河川公園の維持管理に関する業務
- (2) 河川公園の第11条第1項の規定による使用の許可に関する業務
- (3) 前号に規定する許可に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、河川公園の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第11条、第18条及び第19条の規定の適用については、第11条及び第18条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第19条の規定中「本市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第32条 指定管理者は、法令、条例及びその他市長の定めるところに従い、適正に河川公園の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第33条 第30条の規定により指定管理者に河川公園の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は第17条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、第17条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第35条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第9条(第27条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第9条各号のいずれかに掲げる行為をした者

(2) 第18条第1項又は第2項(第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人又は人に対して同項の過料を科する。

第37条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の新湊市都市公園条例(昭和46年新湊市条例第31号)、小杉町都市公園条例(昭和54年小杉町条例第13号)、大門町都市公園条例(平成17年大門町条例第4号)又は下村都市公園条例(昭和54年下村条例第16号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年9月21日条例第26号)
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の射水市都市公園条例第25条の規定により、河川公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が河川公園の管理を行うこととされた期間前に第6条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成25年3月19日条例第21号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月17日条例第22号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日条例第18号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第38号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月14日条例第12号)

改正 令和元年6月27日条例第25号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条の次に1条を加える改正規定 平成31年4月1日

(2) 別表2備考第5号の改正規定 令和元年10月1日

(経過措置)

2 この条例(前項第2号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の際現に行為の許可又は有料公園施設の使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市都市公園条例第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1(第11条関係)

有料公園施設

都市公園の種類	有料公園施設の名称
庄川左岸緑地	分区園
大島北野河川公園	ピクニック広場バーベキュー卓
	多目的広場グラウンド

別表2(第14条関係)

1 法第5条第1項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	金額
----	----

公園施設を設置し、又は管理する場合	射水市行政財産使用条例(平成17年射水市条例第52号)第6条第1項の規定により算定して得た額
-------------------	--

2 第7条第1項に掲げる行為をする場合(日額)

区分	単位	使用料
行商、募金その他これらに類する行為を行う場合	1件	250円
業として写真又は映画の撮影を行う場合	1件	1,200円
興行を行う場合	1件	6,000円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しを行う場合	1件	250円

3 法第6条第1項又は第3項の規定により都市公園を占用する場合

占用物件	単位	金額
電柱(本柱、支柱及び支線ごとに1本とする。)	1本につき1年	1,600円
電話柱(本柱、支柱及び支線ごとに1本とする。)	1本につき1年	930円
変圧塔、鉄塔及び広告塔	1基につき1年	4,400円
地下埋設管	1メートルにつき1年	190円
地下埋設施設	占用面積1平方メートルにつき1年	220円
公衆電話所	1本につき1年	1,400円
第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日	44円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	440円

4 有料公園施設を利用する場合

区分	単位	金額	
庄川左岸緑地分区園	1平方メートルにつき1年	50円	
大島北野河川公園ピクニック広場 バーベキュー卓	射水市に住所を有する者及び射水市に住所を有する事業所に勤	1卓につき2時間まで	1,000円
		以後1時間につき	500円

	務する者		
	上記以外のもの	1卓につき2時間 まで	2,000円
		以後1時間につき	1,000円
大島北野河川公園多目的広場グラ ウンド	射水市に住所を 有する者以外の もの及び射水市 に住所を有する 事業所に勤務す る者以外のもの	2時間まで	1,000円
		以後1時間につき	500円

備考 この表の第2項から第4項までに掲げる使用料の額の計算方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1年を単位として定められている場合は、1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- (2) 1日を単位として定められている場合は、1日未満の端数は1日として計算する。
- (3) 1メートルを単位として定められている場合は、1メートル未満の端数は1メートルとして計算する。
- (4) 1平方メートルを単位として定められている場合は、1平方メートル未満の端数は1平方メートルとして計算する。
- (5) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされているもの以外にあっては、この表に定めるところにより算定した額に1.1を乗じる。
- (6) 使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。
- (7) 大島北野河川公園多目的広場グラウンドは、独占利用する場合のみ使用料を徴収するものとする。

別表3(第28条関係)

都市公園名	特定公園施設名
太閤山公園	太閤山公園相撲場
薬勝寺池南公園	薬勝寺池南公園野球場
	薬勝寺池南公園サッカー場
歌の森運動公園	歌の森運動公園野球場

	歌の森運動公園テニスコート
	歌の森運動公園多目的グラウンド
中山公園	中山公園パークゴルフ場
グリーンパークだいもん	グリーンパークだいもん中央緑地広場
	グリーンパークだいもん相撲場
七美公園	七美公園グラウンド
庄川左岸緑地	庄川左岸緑地野球場
	庄川左岸緑地多目的広場
奈呉の江西公園	奈呉の江西公園グラウンド
奈呉の江東公園	奈呉の江東公園グラウンド
庄川右岸緑地	万葉パークゴルフ場
大島中央公園	大島中央公園コミュニティ広場